- 「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」(令和3年11月19日閣議決定)に基づき、障害福祉職員を対象に、 賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を3%程度(月額9,000円)引き上げるための措置を、令 和4年2月から前倒しで実施するために必要な経費を都道府県に交付する。
- 他の職員の処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう柔軟な運用を認める。

#### 概要

※詳細は事業執行までに検討

# ■対象期間

令和4年2月~9月の賃金引上げ分(以降も、別途賃上げ効果が継続される取組みを行う)

# ■補助金額

対象障害福祉サービス事業所等の福祉・介護職員(常勤換算)1人当たり月額平均9,000円の賃金引上げに相当する額。 対象サービスごとに福祉・介護職員数(常勤換算)に応じて必要な加算率を設定し、各事業所の総報酬にその加算率 を乗じた額を支給。

# ■取得要件

処遇改善加算 | ~Ⅲのいずれかを取得している事業所(現行の処遇改善加算の対象サービス事業所)等 ※就労定着支援、自立生活援助、地域相談支援、計画相談支援、障害児相談支援は対象外。

# ■対象となる職種

福祉・介護職員

※事業所の判断により、他の職員の処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう柔軟な運用を認める。

# ■交付方法

対象事業所は都道府県に対して申請し、対象事業所に対して補助金支払(国費10/10、約414億円)。





都道府県



障害福祉 サービス 事業所等